

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 亀山西:亀山市本丸町地内 関:亀山市関町木崎地内 加太:亀山市加太板屋地内

2. 建物概要

建物名	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考
亀山西小学校	R.C.	3階建(地下階 塔屋 1階)			改修
関小学校	R.C.	3階建(地下階 塔屋 1階)			改修
加太小学校	R.C.	2階建(地下階 塔屋 1階)			改修

(備考中の特定の施設、一般的な施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目(●印の付いたものが対象工事種目)

建物別及び屋外	工事種別		
工事種目	亀山西小学校	関小学校	加太小学校
● 空調設備	一式	一式	一式
○ 換気設備			
○ 排煙設備			
● 自動制御設備	一式	一式	一式
○ 衛生器具設備			
○ 給水設備			
○ 排湯設備			
○ 消火設備			
○ 腹房設備			
○ ガス設備			
○ ごみ処理設備			
○			
○			
○ 撤去工事			

4. 指定部分 ●無 ○有(対象部分)
指定部分工期 年月日

5. 設備概要(●印のついたものを適用する)

方式及び種別	設備概要	要
空調方式	● 空気調和 ○単一ダクト方式 ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式	○全空気方式 ●パッケージエアコン
自動制御方式	● 電気式 ○電子式 ○デジタル式	
給水方式	○高層タンク方式 ○	
排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○合流式 ○分流式) ポンプ排水 ○あり (○汚水 ○雑排水 ○湧水)	○なし
消火設備の種類	○室内消火設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連続散水方式 ○連続送水管 ○フード等用簡易自動消火装置 ○不活性ガス消火設備 (○)	
ガスの種類	○都市ガス (種別 13A、高位発熱量40.6MJ/m ³ (N)、低位発熱量40.6MJ/m ³ (N)) 供給圧力 Pa、供給事業者名 (○)	

※改修の場合には既存概要を示す。

II. 工事仕様

1. 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房建庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準図」という。)、「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」による。

2) 電気設備工事及び建築工事を工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様は、(／＼)図、建築工事の工事仕様は(／＼)図による。

2. 特記仕様

章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

項目	特記事項
● 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生するとの判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。 なお設計図書とおりの施工であります。 他工事との取り合いについては、必ず該当工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお調査不足による不具合が発生した場合は協議の上、改善工事を講じること。 工事との取り合いについては、必ず該当工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 ※竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編、工事完成図書編)に基づき電子納品すること。 ※工事写真是営繕工事写真撮影要領(平成24年版)に従い撮影すること。 ※建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。
● 提出図書	1)工事書類: 施工計画書、打合記録、材料搬入報告書 各1部ずつ 機器明細図、工事日報、品質確認書類 ・工事写真(データ) 等 2)工事完成図書: 完成図(縦本3(原寸1部、A3(見開き)2部)・施工図(縦本1部) ・機器完成図(ファイル等)・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) 2部 ・機器性能試験成績書 2部 ・総合調整測定表(試験結果・測定結果等) 2部 ・官公署届出書類、検査済証 2部 ・出来形確認書類 2部 等
● 機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同品等の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品な

● 官公署等への届出手続

どの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。
工事に伴う關係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅延なく行い、これに要する費用も負担する。
1) 消火器の設置等については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出手すること。
2) 防火対象物使用開始届については、書類の作成(機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述)を行うこと。

● 品質管理

工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。

● 出来形管理

以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。

- 各種機器据付
・耐震強度(設計標準度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)
・基礎寸法
・水平、垂直等
- 配管・ダクト工事
○支持間隔
○支承
○排水勾配
・樹の深さ
- 屋外排水工事
・排水口配置
- 水栓、リモコンイッチ類の取付高さ

● 製品確認

発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。

● 耐震安全性の分類

構造体()類 建築非構造部材()類 建築設備(乙)類

● 耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建設設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。

- 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び1.0に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

新築増築の延べ面積500m²以上の工事、及び修繕または模様替えは受注額1億円以上の工事について、再生資源利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書(実施書)」(建設資材を搬入する場合)、及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」(建設副産物を搬出する場合)を施設計画書に記入して監督員に提出すること。

また、工事完了後には「再生資源利用計画書(実施書)」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」(建設副産物を搬出された場合)を作成し、監督員に提出すること。

計画書(実施書)の提出とともにACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。

新築増築の延べ面積500m²以上の工事、及び修繕または模様替えは受注額1億円以上の工事について、再生資源利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書(実施書)」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」(建設副産物を搬出する場合)を施設計画書に記入して監督員に提出すること。

また、工事完了後には「再生資源利用計画書(実施書)」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」(建設副産物を搬出された場合)を作成し、監督員に提出すること。

計画書(実施書)の提出とともにACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。